

# 18 適格請求書等保存方式とは？

この章では、令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式について説明します。

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。  
 インボイス制度の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

参照→現行の区分記載請求書等保存方式はP32

## 1. 適格請求書とは

### [1] 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。

なお、その書類の様式や名称は問いません。(注1)

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。この登録は、課税事業者であれば受けることができます。

#### 注1

適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ、電子インボイス）を提供することも可能です。

参照→登録についてはP76

参照→課税事業者はP7

### [2] 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです（下線の項目が現行の区分記載請求書等の記載事項（P32参照）に追加される事項です。）。

適格請求書	適格簡易請求書※
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ) ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)又は適用税率 ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については適格請求書に代えて交付することができます。



### [3] 記載に当たっての留意点

#### ① 仕入明細書等による対応

適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。

その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書  
(4月分) ○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

登録番号:T123456... (○送付後一定期限内に連絡がない場合確認とします)

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)
4	1	食品※	8% 2,000
		日用品	10% 600
	3	食品※	8% 5,900
	4	日用品	10% 30,000
		...	
合計		仕入金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

#### 仕入明細書等の記載事項

- |                          |                                     |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称      | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）           |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日           | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等                    |

#### ② 複数書類による対応

適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。

例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

●●(株)御中 ××年11月1日

10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
Na0011	11,960円
Na0012	7,640円
Na0013	9,800円
...	...
合計	109,200円 (消費税9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)

△△商事(株)

登録番号 T1234567890123

納品書  
(関連の明確化)

納品No0013 (株)○○御中 △△商事(株)

納品No0012 (株)○○御中 △△商事(株)

納品No0011 (株)○○御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。  
××年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

#### 記載事項

- |                           |                                     |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ② 取引年月日                   | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等                    |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）     | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称               |

## 2. 適格請求書発行事業者の義務等（売手の留意点）

### [1] 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、原則として、以下の義務が課されます。

#### ① 適格請求書の交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務（注2）

#### ② 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する義務

※売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には交付義務は免除

#### ③ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務

#### ④ 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

#### 注2

売手（適格請求書発行事業者）は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

### [2] 修正した適格請求書の記載例

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。修正した適格請求書の交付方法は、

① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する

② （当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する

といった方法などが考えられます。

【例】

#### （誤りのある適格請求書）

請求書<<4月分>> ○年○月○日

●●（株）御中  
（株）△△  
登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
∴		∴		∴
合計		売上金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

正しくは、売上金額 110,000円  
消費税額等 11,000円

#### 修正事項のみを明示

《修正事項の通知》 ○年○月×日

●●（株）御中  
（株）△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正	合計	売上金額	消費税額等
10%対象		110,000円	11,000円

誤

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所

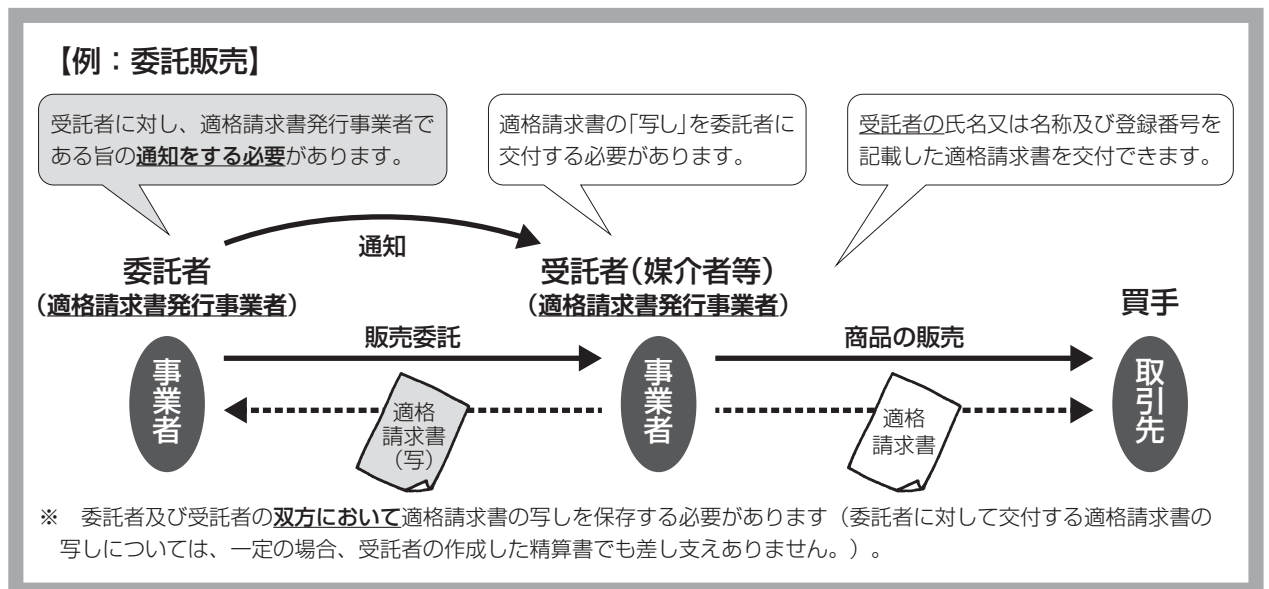
### [3] 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送  
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡  
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡  
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等  
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

### [4] 適格請求書の交付方法の特例

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び自己の登録番号を記載した適格請求書とその委託者に代わって交付することができます（媒介者交付特例）。



**【参考】** 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

### 3. 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（次の〔3〕参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

#### 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<b>適格請求書（インボイス）等 の保存</b>

#### 〔1〕 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項（P 32参照）と同様です。

#### 〔2〕 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類  
(2.〔3〕②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

### [3] 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP72の2. [3] ①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿\*のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。

ここでいう「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満」に該当するか否かは、1回の取引の課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満かどうかで判定するため、1商品ごとの金額により判定するものではありません。

※ 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

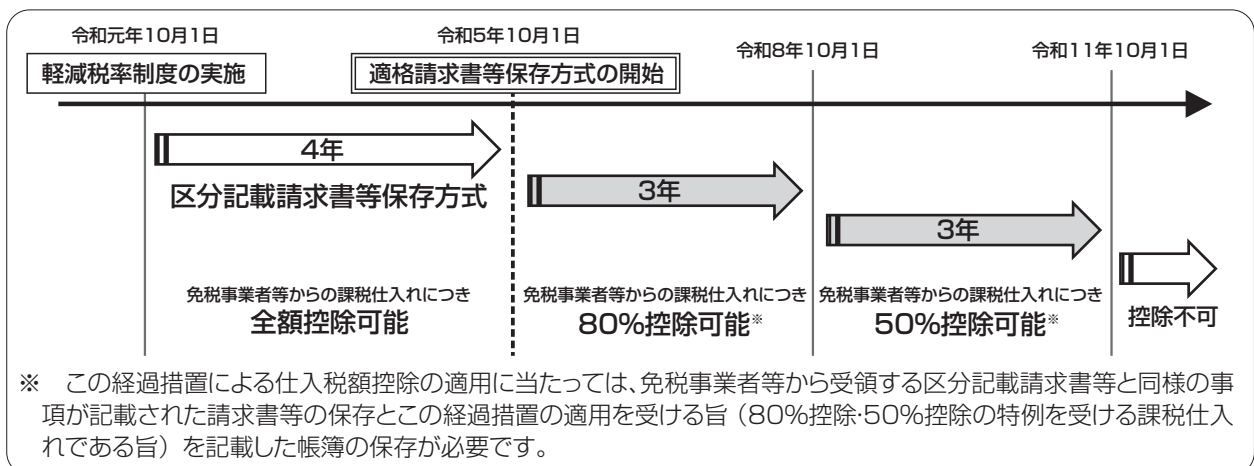
### [4] その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- ① 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、これらの規定は廃止されます。
- ② 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような追記をすることはできません。

### [5] 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、令和5年10月からの3年間は、仕入税額相当額の80%、令和8年10月からの3年間は、仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。



## 4. 税額計算の方法等

### [1] 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できます。

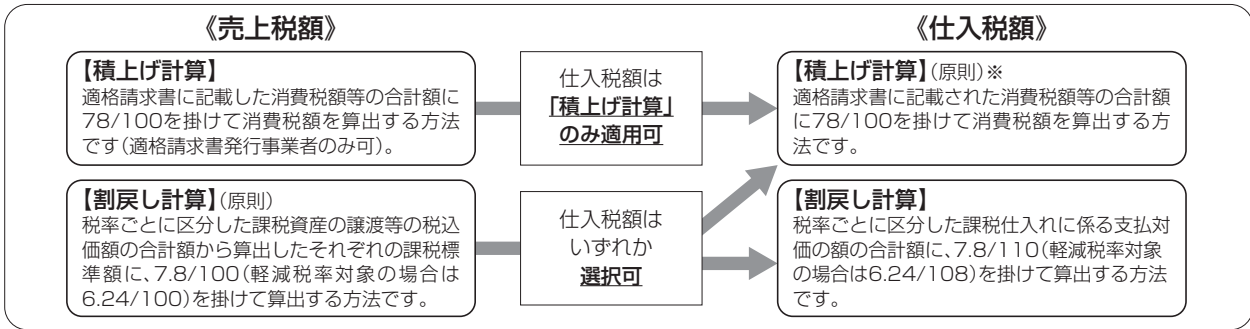
① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※

② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割り戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

#### ■売上税額及び仕入税額の計算方法



※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等とし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)。

### [2] 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

#### ① 2割特例の適用対象者

適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者に適用されるため、以下のいずれかに該当する場合には、本特例の適用はありません。

- 適格請求書発行事業者でない課税事業者
  - 次に掲げる場合などのように適格請求書等保存方式と関係なく課税事業者となる者
    - 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
    - 資本金1,000万円以上の新設法人
    - 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例の適用はありません。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係(基準期間の課税売上高のみを考慮している)

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

Diagrammatic arrows show that the 20% special measure applies in the 5th year (800 million yen sales) but not in the 6th year (1,200 million yen sales) or the 8th year (1,000 million yen sales).

## ② 納付税額の計算方法等

具体的な計算方法は以下のとおりです。

売上税額 - 売上税額 × 80% = 納付税額 (= 売上税額の2割)

(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合の納付税額  
70万円 - 70万円 × 80% = 14万円

2割特例の適用を受けるには、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すればよく、事前の届出は不要です。

また、簡易課税制度選択届出書を提出している事業者であっても、2割特例により申告することができます。簡易課税制度と異なり、2年間継続して適用するといった要件はありません。

簡易課税制度と異なり、一律に80%の税額控除を行うこととなるため、簡易課税制度で求められる各業種に応じた売上・収入の区分が不要となり、適用税率毎に売上税額を把握するだけで申告書の作成が可能となるため、更なる事務負担の軽減が図られることとなります。

## 5. 適格請求書発行事業者の登録申請

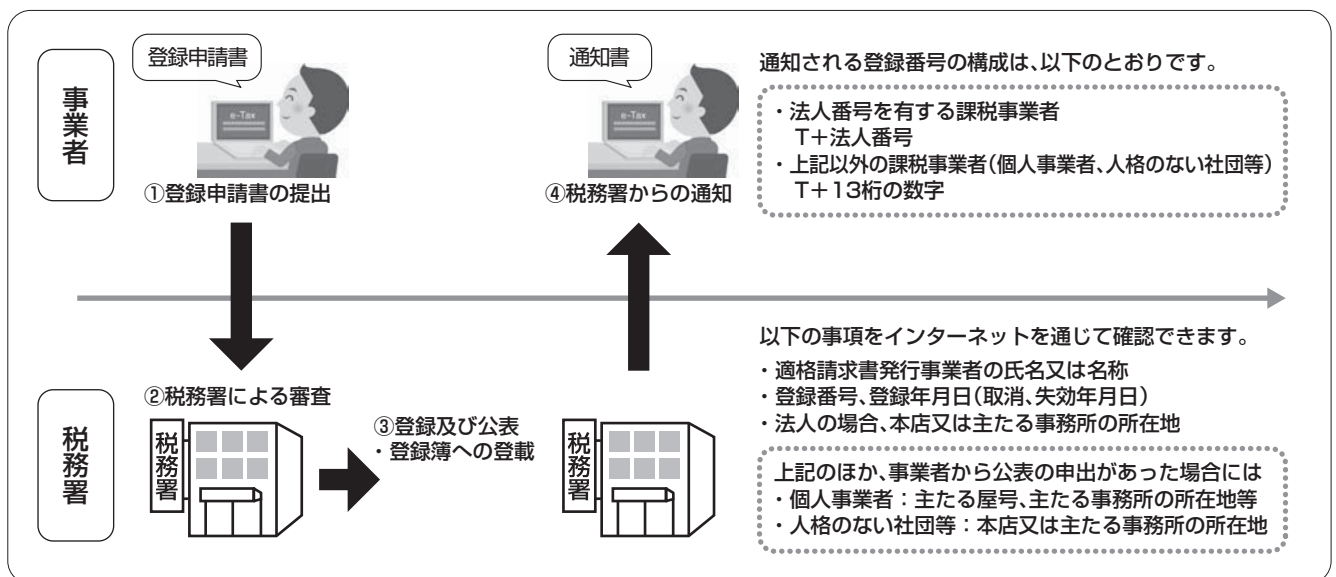
適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。(注3)

### 注3

登録は課税事業者であれば受けることができます。

参照→課税事業者はP7

### [1] 申請から登録までの流れ



### [2] 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります(注4)が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者になることはできません(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます)。

参照→免税事業者はP19

### 注4

原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。



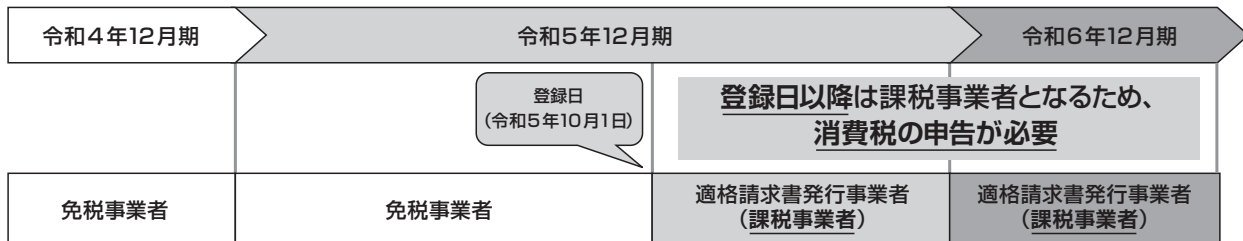
■ 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

登録申請書を提出します。

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

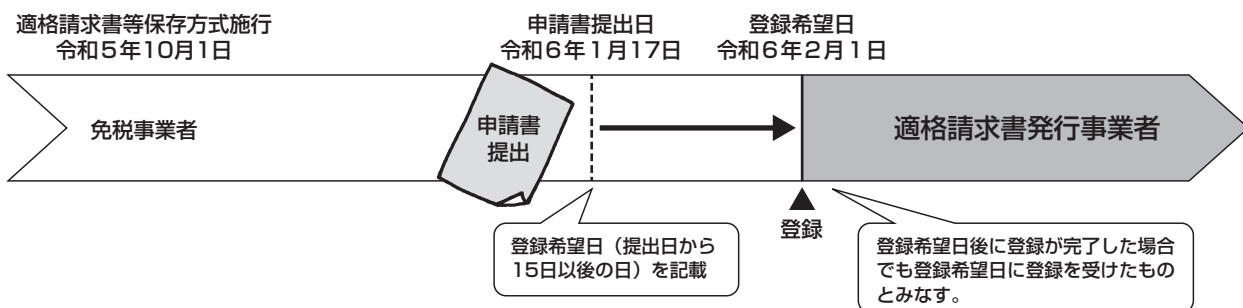
⇒ 登録申請書を令和5年9月30日までに提出する



■ 経過措置の適用により登録を受ける場合における登録を希望する日の記載

経過措置の適用により、令和5年10月2日以後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日(以下「登録希望日」といいます。)を記載します。登録希望日を記載した場合、その登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

【例②】 令和6年2月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合



■ 登録日が上記の課税期間以降の場合(上記経過措置の適用を受けない場合)

「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出します。

【例③】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和12年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和11年12月17日\*までに提出する。

\* 課税事業者となる課税期間の初日(令和12年1月1日)から起算して15日前の日

ポイント

- ◎ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の納税義務は免除されません。
- ◎ 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書等保存方式
- 19 総額表示

## 6. 国税庁適格請求書発行事業者公表サイト

このサイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

### 確認できる事項

- ① 氏名又は名称(\*) ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登録番号  
④ 登録年月日 ⑤ 登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏(旧姓)」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能

- ・ 個人事業者 : 主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・ 人格のない社団等: 本店又は主たる事務所の所在地

The image shows two screenshots of the website. The left screenshot, titled 'TOP画面', shows the search interface. A search box contains the registration number 'T 1234567890123' and the label '0桁'. A callout box points to the search button with the text '②検索をクリック'. Below the search box, the results are displayed: '登録番号 T 1234567890123 13桁' and '一度に最大10件まで検索可能'. The right screenshot, titled '検索結果画面', shows the search results for '国税 太郎の情報'. It lists the registration number 'T1234567890123', the name '国税 太郎', and the registration date '令和5年10月1日'. A callout box points to the date with the text '公表の申出があった場合のみ表示'. Below this, it shows the main office location '東京都千代田区霞が関3丁目1-1' and the main office name '国税商店'.

〈請求書やレシートに「屋号(お店の名前など)」を記載している個人事業者の皆さまへ〉  
主たる屋号については、個人事業者自身が申し出た(希望した)場合に公表することができます。  
※ 「主たる事務所等の所在地」も公表することができます(「住所」は公表されません。)



屋号リーフレット

### 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について

- このサイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、
  - ・ 「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
  - ・ 適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。  
サイトの利用にあたっては、利用規約を遵守のうえ、取得したデータについては、個人情報保護法に基づき適切にお取り扱いください。



公表サイト

### さらに詳しく

詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」に掲載しているパンフレット「適格請求書等保存方式の概要～インボイス制度の理解のために～」をご参照ください。

そのほか、特設サイトでは、各種リーフレットやQ&Aを掲載しています。

